

意見交換（市町村提案テーマ）

市町村提案テーマ

「ツキノワグマ被害対策について」

[資料2] （一関市）ツキノワグマ被害対策について

[資料3] （環境生活部）ツキノワグマ被害対策について

令和 8 年度市町村連携推進会議

ツキノワグマ被害対策について

令和 8 年 7 月 29 日（水）
— 関市

一関市におけるツキノワグマの出没状況

過去5年間のクマ出沒状況（一関市内）

（単位：頭）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度	15	26	43	37	40	25	14	10	4			3	217
4年度	8	20	24	42	41	23	7	4	3	1			173
5年度	36	81	54	28	22	25	87	60	10	1	4	3	411
6年度	19	58	50	29	38	28	28	8	5	5	2	7	277
7年度	19	31	64	78	61	42	225	177	57	6	4	11	775
8年度	49	69											118

過去5年間のクマによる人身被害発生状況（一関市内）

年度	時期	場所	内容
R5	5月28日	大東町中川字清水	クマを捕殺しようとした猟友会員の男性が、仕留めきれず反撃に遭い、頭部、腕に裂傷、肩と指に咬傷を負った。
R7	10月27日	巖美町字下り松	住居の庭先でクマにおそわれて死亡している男性が発見された。

麻酔捕獲に関する現状と課題

- 市街地等へ出没するクマが増加しており、物損や二次被害のリスクが小さい麻酔による捕獲体制の整備が必要。
- 市の有害鳥獣対策実施隊員の中に麻酔による捕獲を依頼できる人材がおらず、迅速な対応が難しい。

麻酔捕獲を行うために必要な人材の要件

- 1 麻酔銃、麻酔吹き矢を取り扱える者。
 - 麻酔銃の場合、警察から銃の所持許可を得なければならない。
- 2 麻酔薬を取り扱える者
 - 薬品の種類によっては麻薬研究者免許が必要。
 - 薬品の量によっては危険猟法の許可が必要。
 - 薬品の購入、授受には獣医師の処方箋や指示が必要。
 - 薬品は麻薬及び向精神薬取締法の規定を満たした保管庫内で保管しなければならない。

人材の確保及び育成をどのように行うのか検討が必要
また、必要に応じて、市町村の枠を越えた連携も考えられる

ツキノワグマによる人身被害があった場合

【被害者自身】

身体的苦痛に加えて、
精神的苦痛が伴う

【地域においても】

風評被害による観光客の減少や
キャンセルに伴う売上の減少など

➡ **被害者だけでなく、地域社会への影響も大きい**

現状 ...被害者や地域に対する支援の検討はこれからである

課題 ...支援の内容が市町村によりバラバラとなる恐れがある
被害者が市町村の住民でない場合も多い

あるべき姿 ...医療面・心理面を含む被害者への支援
...正確な情報発信や安全対策の周知

➡ **地域の安全・安心の回復に向けた広報・支援を**

ツキノワグマ被害防止対策について

令和 8 年 7 月 29 日

岩 手 県

- 1 出没件数・人身被害件数・捕獲数について
- 2 「ツキノワグマ対策基本方針」の令和8年度計画について
- 3 麻酔捕獲体制の整備について
- 4 風評被害による売上減少への対応及び観光客への正確な情報発信
- 5 更なる捕獲・被害防除対策の推進について
 - ① ツキノワグマの個体数推定を踏まえた対応について
 - ② 県の6月補正予算について
 - ③ 町村会からの緊急要望（5月28日）への県の対応状況について
- 6 第6次ツキノワグマ管理計画の策定について
- 7 県ツキノワグマ出没情報共有アプリ「Bears」の活用について

Ⅰ ツキノワグマの出没件数・人身被害件数・捕獲数について

1 出没件数

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
各年度同期比 (6月末)	1,141	1,169	1,051	1,642	1,439	1,583	2,976
年度計	3,316	2,602	2,179	5,877	2,883	9,739	—

2 人身被害件数

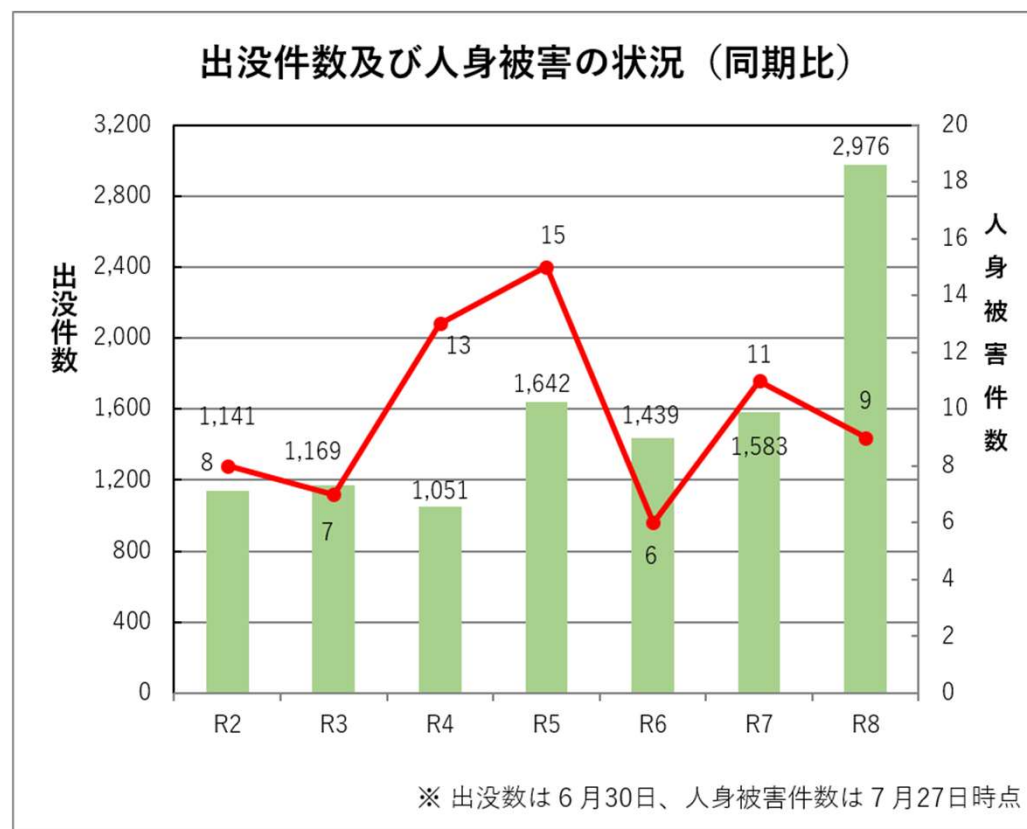
年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
件 数 (件)	27	14	23	46	10	39	9
人 数 (人)	29	14	24	49	10	40	9
うち死亡 (人)	—	—	—	2	1	5	3
各年度同期比 (7月27日時点) (件)	8	7	13	15	6	11	
各年度同期比 (7月27日時点) (人)	8	7	14	16	6	12	
うち死亡 (人)	—	—	—	—	—	—	

※ 令和8年度は、令和8年7月27日時点

3 捕獲数

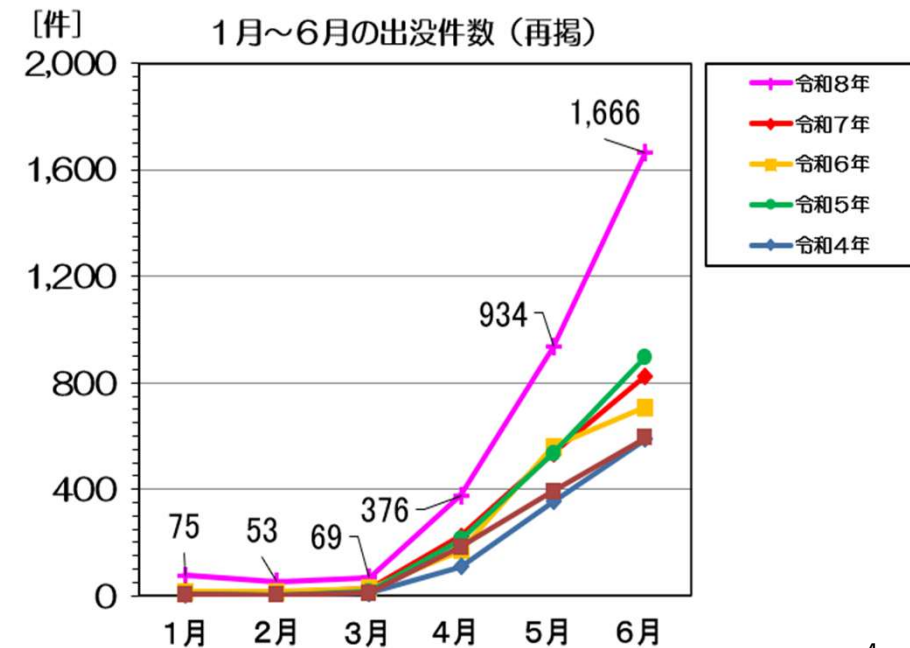
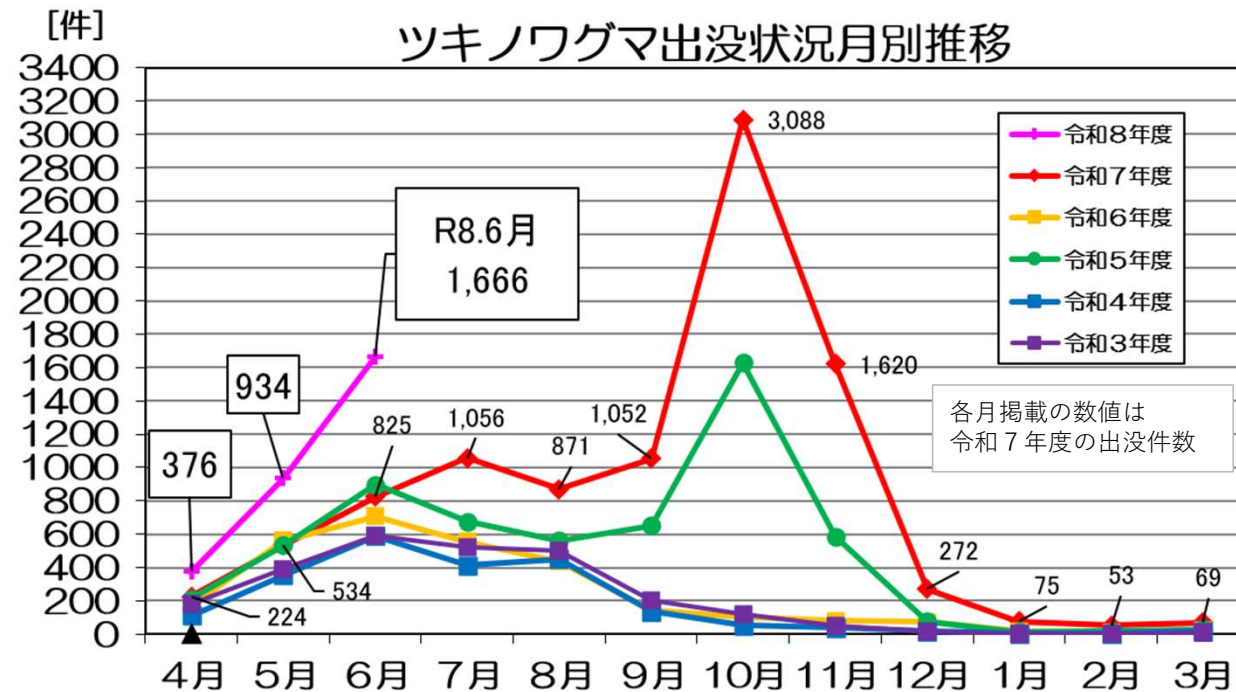
	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
捕獲数	555	461	419	898	450	1,271
捕獲上限数	508	546	626	686	796	796

※令和7年9月に施行された緊急銃猟制度により、令和7年度は上記のほか4頭の捕獲を実施



4 ツキノワグマの出没に関する注意喚起について

- ・ 令和8年3月24日 「ツキノワグマの出没に関する注意報」発表
- ・ 令和8年4月18日～5月31日 「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」展開
市町村のほか、旅客運送業者、観光業、旅館・ホテル業をはじめとした関係団体の協力を得て、県民等への注意喚起を実施。
- ・ 令和8年4月22日 令和8年4月に人身被害が発生したことを受け、「ツキノワグマの出没に関する警報」発表
- ・ 令和8年5月21日 5月に立て続けにツキノワグマがの人身被害が発生したことから、「ツキノワグマ被害防止に向けた『知事メッセージ』」発出
- ・ 令和8年7月23日 夏の行楽期におけるツキノワグマの人身被害防止のための注意喚起を実施
- ・ 各種媒体を通じて、県民等に対し、継続した注意喚起を実施。



2 「ツキノワグマ対策基本方針」の令和8年度計画について

「ツキノワグマ対策基本方針」の主な施策体系（令和8年度）

基本方針の柱	取組事項	概 要
(1) 人の生活圏への出没防止	被害防止対策の推進	・ 人の日常生活圏へのクマ出没時のパトロールや追い払い等の実施 ・ 侵入防止柵の設置、追い払い活動、放任果樹の伐採等の実施
	人の生活圏へのクマの出没抑制に向けた環境整備の実施	・ 県有施設周辺の刈り払い、河川内の樹木伐採・藪の刈り払い等を実施 ・ 森林整備による緩衝帯の整備
(2) 出没時の緊急対応	緊急銃猟への支援	・ 市町村が実施する緊急銃猟への支援（支援体制の整備等）
(3) クマ類個体群管理の強化	ゾーニング管理の推進	・ 人の生活圏とクマの生息域を区分する「ゾーニング管理」の推進
	個体数管理の推進	・ クマの個体数調整のための捕獲事業を実施（直営）
	有害捕獲、クマ特別対策への支援（農作物被害防止）	・ 市町村等が実施する捕獲活動や農地周辺のクマの捕獲対策等への支援
(4) 人材の育成・確保	ガバメントハンター等の配置・確保	・ 野生動物の専門知識を有する専門職員及びガバメントハンターを配置。野生動物の適正管理を実施
		・ 市町村が任用するガバメントハンターに係る経費を支援
(5) 体制整備等	人身被害防止に向けた情報発信の強化	・ CM放送やSNS等の各種広報を行うことによる注意喚起を実施 ・ クマ出没情報共有アプリ「Bears」の活用推進
	学校生活や登下校の安全確保に向けた取組	・ クマ出没情報の把握に向けた市町村や警察等との連携、教職員・スクールガード等向け研修会の実施

(1) 人の生活圏への出没防止

- **新** 市町村が実施する人の日常生活圏へのクマ出没時のパトロール・追い払いへの経費補助
- **新** 農業普及センターによるクマ対策の現地指導（電気柵設置、放任果樹の撤去、刈払い等）を実施【対象：被害農家39戸】
- **継** 地域住民や団体等が主体的に取り組む里山林などの森林整備活動等とともに市町村が行う緩衝帯の整備を支援
- **継** 移動経路となり得る県管理河川内や、出没が見込まれる県有施設周辺等の樹木・藪の刈払い等を実施

(2) 出没時の緊急対応

- **拡** 市町村の緊急銃猟への支援
 - ① 県市街地等出没時対応マニュアルの充実 ⇒ 順次改定・周知
 - ② 県内4広域圏で市街地出没時に対応した訓練を実施 ⇒ 8月以降に順次開催
 - ③ 市町村への捕獲者の日当・保険料等の経費補助 ⇒ 実施中
 - ④ 市町村への訓練、マニュアル作成、備品購入等の経費補助 ⇒ 実施中
- **新** 麻酔捕獲体制の強化 → **[説明資料 p 9]** 関係団体と連携し、各地域の麻酔捕獲従事者の確保に向け調整中 ⇒ 年度内目途
市町村からの派遣要請への対応強化（派遣対応者の増）に向け調整中



市街地出没訓練の様子（R7）

(3) クマ類個体群管理の強化

- **新** 県直営の指定管理捕獲の実施 200頭を目標にガバメントハンターが実施 ⇒ 順次実施 → **[説明資料 p 8]**
- **新** 最新の個体数推計を踏まえた捕獲目標数の再設定 ⇒ 捕獲上限数796頭を超える捕獲が可能に → **[説明資料 p 11]**
- **新** 県のゾーニング管理指針・市町村向けガイドラインの整備 ⇒ 年内策定を目標に実施
- **継** 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲や電気柵の設置など食害等防止対策、里山周辺での除間伐を支援
- **新** 本県が開発した恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた省力的な管理技術の開発・実証【対象：紫波町】

(4) 人材の育成・確保

- **新** 野生動物管理専門職員（1人）による活動
 - ・ ツキノワグマの被害防除の調査・研究、効果的な捕獲手法の調査
 - ・ 被害発生時の検証の実施、検証結果を踏まえた対策の啓発
 - ・ 県内狩猟者への捕獲技術向上の研修、市町村・関係団体への助言
 - **継** 野生動物管理専門員（ガバメントハンター：5人）による活動
 - ・ 県直営の指定管理捕獲の実施
 - ・ 市町村からの要請を踏まえた緊急銃猟等への支援
 - **新** 市町村が実施するガバメントハンターに係る経費を補助 ⇒ 実施中
- 調査等を実施中・今後助言等の活動を本格化
- 捕獲訓練等を強化し、対応力向上を図る

(5) 体制整備等

- **拡** 情報発信の強化
 - ① CM放送・新聞・ラジオ広報、県公式ホームページ・SNSでの注意喚起を強化
 - ② 市町村への行政防災無線での注意喚起、旅客運送業・宿泊業等関係団体への注意喚起の要請継続
- **拡** 「Bears」の利用拡大・機能充実
 - ① 3月24日リリース以降、県公式Line友だち登録者は約6倍に増（6月末時点）⇒利用拡大の広報を継続
 - ② 岩手県立大学との地域協働研究 ⇒ 出没状況のデータを活用した機能充実に向け開発を実施
- **拡** 市町村連絡会議の開催（5/29）、業界団体向け研修の開催（7月頃・農林水産部等と連携）、県民向け講座の実施（7月以降）
- **継** 教育関係として、児童生徒や保護者へのクマ出没の情報収集や危険回避についての指導を継続、クマ対策研修会の実施
- **継** クマの行動分析・生態研究 個体数推計と行動分析等を行うため、ヘアトラップ調査等を継続実施

県直営の指定管理捕獲の実施について

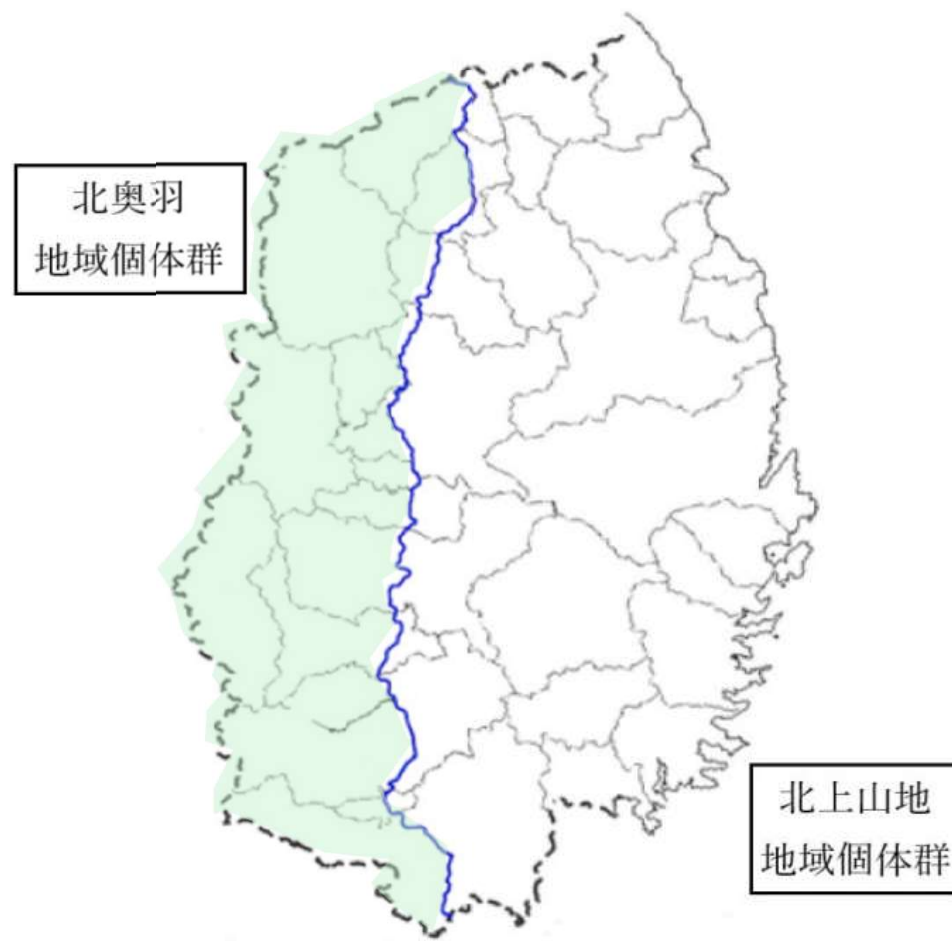
箱わなによる指定管理捕獲の実施

- (1) 令和 8 年度捕獲想定数 **200頭**
- (2) 令和 7 年度の出没及び人身被害数を踏まえ、**北奥羽地域個体群**から**先行着手**
※ 北上山地地域個体群における指定管理捕獲は別途相談
- (3) 捕獲の実務は、野生動物管理専門職員の指導のもと、**野生動物管理専門員（5 名）が実施**
（市町村・地区猟友会と連携して実施）
- (4) 箱わなとセンサーカメラを設置し、**リアルタイムで捕獲状況を監視**。クマ捕捉後に迅速に捕獲



センサーカメラ
を設置

センサーカメラ
からの映像
（随時配信）



北奥羽地域個体群は、秋田県・青森県にまたがる生息区域であり、岩手県では北上川・馬淵川以西の区域が該当

3 麻酔捕獲体制の整備について

現 状

< 麻酔銃・麻酔吹き矢共通の課題 >

・ 従事可能者が限定

→ 麻酔薬取扱に係る資格
実務経験

・ 県内従事可能者は盛岡圏域に偏在

解決すべき課題

(1) 麻酔銃・麻酔吹き矢共通の課題

- ・ 麻薬研究者の免許が必要
- ・ 使用薬によっては、獣医師の指示が必要

(2) 麻酔銃

- ・ 銃刀法の許可
- ・ 緊急銃猟の場合は、過去 **3 年以内** に、緊急銃猟で使用しようとする麻酔銃と同種の**麻酔銃を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等を行った経験**を有する必要

県の対応方針

◆ 県の野生動物管理専門職員（専門研究員）及び野生動物管理専門員（ガバメントハンター）等による体制構築

① 麻薬研究者の免許取得（麻酔銃・麻酔吹き矢共通）

野生動物管理専門職員は取得済み。今後、野生動物管理専門員の免許取得を進める。

② 麻酔銃

ア 捕獲経験 野生動物管理専門職員は捕獲経験あり。今後、野生動物管理専門員の訓練を実施。

イ 銃刀法許可 準備中。

③ 麻酔吹き矢

- ・ 今後、野生動物管理専門員の実地訓練を実施。（野生動物管理専門職員は捕獲経験あり。）
- ・ 4 広域圏への対応可能者の配置に向け、岩手県獣医師会と調整中。

5 更なる捕獲・被害防除対策の推進について

①ツキノワグマの個体数推定を踏まえた対応について

推定結果

- ・大規模生息数調査
令和6年度及び令和7年度に実施
- ・推定結果
県内生息頭数推定 約5,200頭
※6月12日のツキノワグマ管理検討協議会で速報値として公表
- ・前回調査との比較
令和3年度の個体数推定時よりも1,500頭増加

【推定生息数の推移】

地域	H30～R2調査 (前回)	R6～R7調査 (今回) ※速報値	増加数
北奥羽	1,700	2,200	500
北上山地	2,000	3,000	1,000
合計	3,700	5,200	1,500

令和8年度の捕獲上限数の見直し

推定結果を踏まえ、被害低減のため、令和8年度の捕獲上限数**796頭を超える捕獲**について、ツキノワグマ検討協議会において了承された。

追加の特例配分等の実施

- ア) **配分頭数の追加**（6月16日）
各市町村に対し、特例許可※の**配分頭数を追加**。
- イ) 頭数配分の捕獲許可に係る**事務処理要領改定**
特例許可で捕獲する場合における、適用区域を改定（人身被害が発生する危険性が高い場合、**山林内での捕獲を可能**とした）。

※緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可。

⇒市町村の有害鳥獣捕獲と県が行う指定管理捕獲と合わせて**捕獲を強化**

② 県の6月補正予算について

経緯

今年度、クマの出没件数が大幅に増加し、人身被害も立て続けに発生する危機的状況を踏まえ、取組の加速化をすべく、5月下旬に市町村に対して**ニーズ調査を実施**

市町村が行う出沒対策、緩衝帯整備、捕獲体制の強化、体制構築、ガバメントハンター配置等の経費を計上

補正予算額（市町村への支援分）

75,534千円

補正予算の概要

（単位：千円）

メニュー	補助率	県予算額
①出沒対策事業	5/6	55,247
②捕獲等事業	3/4	2,057
③緊急銃猟実施	5/6	100
④危険鳥獣出沒時の体制構築	3/4	6,356
⑤緊急銃猟実施対応実務者の配置	3/4	11,774
合計		75,534

・市町村負担額に対しては、特別交付税措置により財源支援
（①・④・⑤は市町村負担分の1/2、②・③は市町村負担分の4/5が特別交付税措置）

今後の予定（市町村への配分等）

- ・国において交付金の追加措置を予定。（7月末頃に国からの内々示見込）
→県において市町村要望調査を実施（～7月3日）し、国に対し**所要額を要望**。
- ・上記予算額と国の内示額の範囲内で、**8月中に市町村に内示を予定**。

③ 町村会からの緊急要望（5月28日）への県の対応状況について

ア 財源確保

指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充など十分な財政措置を国に働きかけること。

【県の対応】

- ・ 6月11日 **令和9年度政府予算要望**を実施。
- ・ **捕獲の強化、誘引物の除去や防護柵の整備**、緩衝帯の整備による**ゾーニング管理**など総合的な取組が加速できるよう、引き続き、国に対し**財政措置を求めている**。

イ 緊急銃猟時への支援

制度を迅速かつ適切に運用し円滑に捕獲等ができるよう強力に支援すること。

【県の対応】

- ・ 県の市街地出沒時対応マニュアルについては、市町村の意見も伺いながら改定する予定としている。
改定内容には、緊急銃猟実施時に市町村からの支援要請に対応して県の**ガバメントハンターを派遣するための枠組み等も整理し、位置付ける予定**。

ウ クマ捕獲の必要性の情報発信

自治体等への過剰な苦情や批判に対応し、駆除の必要性について積極的な啓発活動を行うこと、人身被害防止に向けた情報発信の強化を図ること。

【県の対応】

- ・ 捕獲の必要性、被害防止に向けた注意喚起については、県として**継続的に情報発信**していく。今後、**秋の出沒**に備え、**重点的な広報を予定**。
- ・ **国民全体の理解促進に向け、必要な対策を講じるよう、国に対して継続して要請していく**。

エ 被害者への補償制度

被害者や被害地域に対する補償制度の創設について国に働きかけること。

【県の対応】

- ・ 被害者への補償については、他県の状況等先進事例の研究を進めながら、**国に対し、制度の創設等の支援要請を検討していく**。

6 第6次ツキノワグマ管理計画の策定について

策定趣旨

- (1) 生息域が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している**ツキノワグマの管理の方針を策定**。
- (2) 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減のため、**個体数管理、生息環境管理、被害防除対策**を計画に位置付け。
- (3) 個体数管理に当たり、生息状況調査を踏まえた**個体数推計**を行ったうえで、**管理目標数を設定**。

計画期間

令和9年度～令和13年度（5年間） ※現計画期間を踏襲

計画策定での主な検討項目

環境省ではツキノワグマの個体数の削減・管理の徹底を推進するため、令和8年4月に**計画策定ガイドライン**を改定。これらを踏まえつつ、以下の視点を検討。

【項目】

- ・ **個体数推計を踏まえた個体数管理（捕獲）目標の設定**
（県境を越えた北奥羽個体群では近隣県との調整を実施）
- ・ **ゾーニングによる生息環境管理の実施**（緩衝帯整備）
- ・ **一層の被害防除対策の推進**（人身被害・農林業被害防除）

スケジュール

学識経験者等で構成される「**ツキノワグマ管理検討協議会**」での検討を経て、令和9年3月末に策定。

時期	内容
令和8年 6月12日	第1回ツキノワグマ管理検討協議会 （個体数推計提示・方向性協議）
8月～10月	第2回ツキノワグマ管理検討協議会 （素案協議）
12月上旬	・ 県議会環境福祉委員会説明
12月中旬	パブリックコメント開始 （～1月中旬まで実施）
令和9年 1月下旬	第3回ツキノワグマ管理検討協議会 （最終案協議）
3月中旬	・ 県議会環境福祉委員会説明
3月下旬	策定・公表

7 県出没情報共有アプリ「Bears」の活用について

概要・現在の利用状況

- ① 県公式LINEからアプリを起動し、クマの目撃情報の投稿や県全域のクマの出没情報の地図上での閲覧が可能
- ② 初期設定の際に、選択したエリア内で投稿があった場合にプッシュ通知を受信可能（複数の市町村単位で設定でき、細分化した5km四方（メッシュ）単位でも選択可能）



上記QRから、**岩手県公式LINE**を友だち登録

目撃情報の投稿



県公式LINEを開く
⇒「防災・震災復興」メニュー
⇒ Bears（ベアーズ）を選択



「クマを見た!」から
ピンを立てれば投稿完了



プッシュ通知・閲覧



県公式LINEから通知



「クマはどこ?」から
マップで閲覧可



参考として、県公式LINEの友だち登録者数は、リリース前の6倍超に増加していますが、**更なる利用促進が必要**といえます。

（2月末 7,486件 → 6月末 49,344件）

市町村への依頼事項等

クマは**行政界を越えて広域的に移動**すること、県民も市町村を越えて活動していることから、統一的な情報提供手段となる「**Bears**」は**有効**といえます。本アプリの活用に関する**住民への更なる周知**について、引き続き**御協力をお願いします**。

県では、情報発信機能の充実のため、市町村の意見も踏まえながら、**改良を検討**しています。